

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 1 時 2 4 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

1 番	村	田	和	弘	
3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 6 番	戸	田	治	巳	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	良	文	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 欠席委員

2 番	山	口	吉	広	
9 番	西	村	九	三	男

5. 会議録署名委員 13番 森 一 博

14番 加瀬千代

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長 阪 田 智 子

農業委員会事務局次長 浪 江 隆 仁

農業委員会事務局 田 中 和

農業委員会事務局

農業委員会事務局

7. 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3 条許可)

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(納税猶予 (入口))

議案第 3 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の

確認について（納税猶予（出口））

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について

(貸借権設定)

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について

(所有権移転)

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に

について（５条届出）

報告第2号 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の

通知について（賃貸借合意解約）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和8年第5回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は、山口委員と西村九三男委員より欠席届をいただいておりますので、ご報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる4月27日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

5番 岡井委員

6番 田中会長

14番 加瀬委員

15番 寺内委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|-------|--|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) | 6件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) | 2件 |
| 議案第3号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況
の確認について(納税猶予(出口)) | 1件 |
| 議案第4号 | 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(貸借権設定) | 4件 |

(会長)

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(所有権移転) 1 件
報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届
出について (5 条届出) 1 件
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解
約の通知について (賃貸借合意解約) 2 件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたしたいと思います。13 番の森委員、それから 14 番の加瀬委員、両名の方どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第 1 号から進めてまいります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

まず、議案第 1 号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 11 から受付番号 16 の案件につきまして、報告させていただきます。

受付番号 11 の●●●●●●●●につきましては、草が少し生えていましたが、特に問題ないものと思われます。

その他の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

それでは、議案第 1 号受付番号 11 は、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号 5 の案件と関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第 1 号受付番号 11 について説明する前に、関連する内容として、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知についてを先に報告します。

(事務局)

報告第2号受付番号5について、議案書30ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

本件につきましては、令和8年4月27日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号11について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じ1ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第1号受付番号11及び報告第2号受付番号5につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第1号受付番号11を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第1号受付番号12の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号12について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の２ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第１号受付番号１２について、何かご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第１号受付番号１２を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第１号受付番号１３の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第１号受付番号１３について、議案書５ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書については、議案書６ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の３ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第１号受付番号１３について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第１号受付番号１３を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

- (会長) 続きまして、議案第 1 号受付番号 1 4 の案件について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第 1 号受付番号 1 4 について、議案書 7 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書 8 ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。
また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 9 ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 4 ページをご覧ください。
会長よろしくお願いいたします。
- (会長) 続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員さんからよろしく願いをいたします。
- (●●委員) 農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。
当該法人につきましては、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われます。
- (会長) 議案第 1 号受付番号 1 4 の案件の説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。法人の取得ですけど、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。
議案第 1 号受付番号 1 4 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号15の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号15について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

ご覧のとおり、譲渡人の欄には所有者の相続財産清算人である弁護士さんの名前が入っています。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第1号受付番号15につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第1号受付番号15を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号16の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号16について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

なお、こちらの案件は譲受人が新規就農者ですので、現地調査の際に譲受人である法人の代表取締役に来ていただき、現地調査委員と地元委員によるヒアリング調査を実施していただきました。

(事務局)

また、譲受人は法人ですので、農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書 13 ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書については、議案書 14 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 6 ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

それではまず、新規就農者に対するヒアリング調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委員)

それでは、新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第 3 条許可の要件である「効率的に耕作することができるか」、「農作業に常時従事できるか」、「地域との調和要件を満たせるか」などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題はないものと思われます。以上です。

(会長)

それでは次に、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 16 について、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ただ今、新規就農者のヒアリング結果と、法人の審査の報告がございましたが、併せてご審議をお願いといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問ないようでございますので、採決に入ります。

議案第1号受付番号16を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口の案件を議題といたします。

まず、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号2と受付番号3の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第2号受付番号2につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号2について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号2について、事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

(会長)

議案第2号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号3について、まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号3について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書18ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページと9ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号3について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号3について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の案件を議題とします。

まず、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号1の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号1について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号1について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第3号受付番号1について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農用地利用集積等促進計画に係る要請についてを議題とします。

まず、議案第4号について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号58から受付番号61の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

- (会長) それでは、議案第４号受付番号５８について、まず事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第４号受付番号５８について、議案書２０ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書２１ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１１ページをご覧ください。
会長よろしく願いいたします。
- (会長) 議案第４号受付番号５８について、ご意見ご質問等はございませんですか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第４号受付番号５８について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号５９について、事務局より説明をお願いします。
- (事務局) それでは、議案第４号受付番号５９について、議案書２２ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書については、議案書２３ページをご覧ください。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の１２ページをご覧ください。
会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第４号受付番号５９につきまして、ご意見ご質問はございませんですか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第４号受付番号５９について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第４号受付番号６０と受付番号６１、この２件につきましては借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。また、報告第２号農地法第１８条第６項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号６も関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第４号受付番号６０と受付番号６１について説明する前に、関連する内容として、報告第２号農地法第１８条第６項による賃貸借契約合意解約の通知についてを先に報告します。

報告第２号受付番号６について、議案書３１ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の１３ページをご覧ください。

本件につきましては、令和８年４月２７日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第４号受付番号６０について、議案書２４ページをご覧ください。こちらが、先ほど報告いたしました合意解約された農地を新たに●●●●さんが貸借される案件です。

次に、議案第４号受付番号６１について、議案書２５ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページと14ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第4号受付番号60、それから受付番号61、この2件につきまして、ご意見ご質問はございませんですか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第4号受付番号60と受付番号61について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、所有権移転を議題といたします。

本来なら、●●委員に関する案件ですので、退席をお願いするところですが、本日欠席されておりますので、このまま会議を続行したいと思います。

まず、議案第5号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号1の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第5号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号1について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調書については、議案書28ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第5号受付番号1について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第5号受付番号1について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

まず報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、受付番号3について、事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号3について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

本件については、令和8年4月6日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告がただ今、事務局からございましたが、これにつきまして何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、次にいきたいと思います。

報告第2号はすでに先ほど報告をしておりますので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時07分 終了 —————

上記は会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

久御山町農業委員会会長

署名委員

署名委員